

各府省等特定個人情報保護関係部局長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
(公 印 省 略)

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な  
事態の報告に関する規則」の改正について（依頼）

平素よりマイナンバーの適正な取扱いについて、御協力いただきありがとうございます。

今般、個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号）により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第29条の4（特定個人情報の漏えい等に関する報告）が改正されたことに伴い、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」を改正しました。改正の概要は下記のとおりです。なお、施行日は、令和4年4月1日です。

貴府省等におかれましては、特定個人情報等の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いするとともに、所管する独立行政法人等に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

1 改正の概要

- (1) 報告対象に漏えい等の「おそれ」を追加（第2条）
- (2) 漏えい等報告の時間的制限規定の新設・報告事項規定の追加（第3条）
- (3) 委託先から委託元への通知方法の追加（第4条）
- (4) 本人通知義務の新設に伴う本人通知事項等の追加（第5条）

※ なお、本規則で定める漏えい等又はその他の漏えい等が発生した場合における当委員会への報告及び本人通知の運用方法については、今後、ガイドライン、Q&A等において示していく予定です。

2 添付資料

- 改正規則概要
- 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の一部を改正する規則（個人情報保護委員会規則第2号）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）【改正後規則】

以 上